

請願・陳情參考資料

平成 2 9 年 9 月 1 5 日

商工労働部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
29年 - 25 (H29. 7.14)	商 工 労 働	仮想通貨に係る法的規制、取引所の監視体制の強化等を求める意見書の提出について 個人 (倉吉市)	【法的規制、取引所の監視体制、新規発行に係るガイドラインの作成について】 〔法的規制の概要等〕 G7サミット等における国際的な要請や国内の仮想通貨事業者の破綻事案を踏まえ、マネー・ロンダリング対策や利用者保護の観点から、仮想通貨事業を規制するため、平成28年5月に資金決済法が改正された。(平成29年4月施行) (破綻事案) 平成26年2月、ビットコインの取引所を運営する(株)MTGOXが、顧客のビットコイン等を消失させたことにより負債が嵩み民事再生法適用を申請した。 <仮想通貨の定義> 次の性質を持つ財産的価値 ・不特定の者に対して代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨と相互に交換できること。 ・電子的に記録され、移転できること。 ・法定通貨又は法定通貨建ての資産(プリペイドカード等)ではないこと。 <法改正の主な内容(仮想通貨交換業者の義務等)> ①仮想通貨交換業者の登録 登録事業者数：0社(平成29年7月31日現在) ※制度開始以前から仮想通貨交換サービスを行っている事業者には6か月間の登録猶予期間有り。 ②利用者への適切な情報提供 ③利用者から預かった金銭・仮想通貨と事業者自身の金銭・仮想通貨とを明確に区分して管理すること ④口座開設時及び一定額を超える交換・送金時における利用者の本人確認 ⑤帳簿書類の作成保存及び報告書の提出等 〔県の対応〕 消費生活センターでは消費者に対し、仮想通貨には価格変動リスクがあること、契約先が仮想通貨交換業者として登録されているか確認を行うことなど注意を呼びかけている。

			〔その他の国の動き〕 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においては、利用者の安全を確保しながら、フィンテック企業や金融機関等が次々とサービスを提供しキャッシュレス決済が浸透することを目指すべき社会像として掲げている。 また、金融庁は情報技術を駆使した金融サービスに対応するため「フィンテック室」を新設（来年7月予定）する等の組織改正案を発表した。 ※フィンテック（FinTech）…IT技術を使った新たな金融サービス。金融を意味する「Finance（ファイナンス）」と、技術を意味する「Technology（テクノロジー）」を組み合わせた造語
--	--	--	---